

ID: 277

担当部署: 上下水道局

処分の概要	負担金又は分担金の徴収		
例規名 根拠条項	長門市下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例 第7条第1項		
例規番号	平成17年条例第157号		
<p><b>【根拠条文】</b> (賦課及び徴収) 第7条 市は、前条の規定による賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに負担金又は分担金の額を定め、これを賦課する。</p> <p>2 市長は、前項の負担金又は分担金の額を3年に分割して徴収するものとし、各納期ごとの負担金又は分担金の額及び納付期限等を受益者に通知するものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、受益者は、一括納付をすることができる。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文、第4条及び第5条の規定による。 (単位負担金及び分担金の額) 第4条 単位負担金及び分担金の額は、別表に定める額とする。ただし、規則に定める区域については、1平方メートル当たり54円とする。 (負担金の額) 第5条 受益者が負担する負担金の額は、前条の規定による単位負担金の額に当該受益者が次条の告示の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地(農地を除く。)で同条の規定により告示された区域内のもの面積を乗じて得た額とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日